

自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育講習の実施について

労働安全衛生法第59条の規定により、研削用といしの取替え等の危険業務については、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。

当協会では、松山支部において、標記特別教育講習を下記により実施しますので、関係労働者を受講させますようご案内いたします。今回は、学科のみを行うものです。

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務  
(労働安全衛生規則第36条第1号一抜粋)

趣旨目的は、研削といしの破裂・破断による災害防止のための安全教育です。

当講習は、自由研削盤(ハンドグラインダや卓上グラインダなどの機械や材料を手で動かして研削する機械)の「研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」についての特別教育です。

記

1. 講習実施者 公益社団法人 愛媛労働基準協会

2. 日時・会場等

日 時	会 場	教 科	定 員
平成30年 3月16日 (金曜日) 8:50~ 15:00	松山市大手町1-10-1 岩本ビル4F会議室 (電話) 089-947-3051  *駐車場はありません。	自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識 安全衛生関係法令	30人

3. 受講料 9,720円(含:消費税) 会員等割引6,480円(含:消費税)  
他にテキスト代、1,188円(含:消費税)

4. 受講資格 申込書の受講資格欄記載のとおり。

5. 申込要領 ① 申込先 (公社)愛媛労働基準協会松山支部(089-947-3051)  
松山市大手町1丁目10-1 岩本ビル3階  
② 申込書 ※印欄以外は、全部記入し、受講料を添えて申し込んで下さい。  
③ 申込期間 平成30年1月16日(火)~3月2日(金)  
[土、日、祝日を除く](申込期間中でも定員になり次第締切ります。)

6. 修了証 全科目受講した方に交付します。  
事業者には、3年間保存義務のある受講証明書をお送りします。

7. その他 ① 遅刻した方は入場をお断りします。  
② 納入した受講料は、欠席の場合でもお返ししません。  
③ 理解度確認試験を行います。(30分20問程度)  
④ 会場には駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

※ 複数名受講の場合は、申込用紙をコピーしてご利用ください。